

申請・届出書 R4 (Ver. 21.22) のリリース

申請・届出書 R4 Ver.21.22 のリリースについて、以下のとおりご連絡します。

1. 発行プログラム

システム名	バージョン	(データ変換対象)	(保守加入対象)
申請・届出書 R4	Ver. 21.22 ※1	Ver. 19.10 以降 ※2	Ver. 21.10
申請・届出書 R4 電子申告更新用	e4 ※3	—	—

※1 ライセンスは変更ありません。21.2 用のライセンスで利用可能です。

また、E i ボード 21.10 以降がインストールされた環境が必要です。

※2 データ選択画面に表示される「旧データ」は Ver. 19.10～21.21 です。データ選択時または一括変換でデータ変換をおこなうと、本バージョン (Ver. 21.22) で使用できるようになります。

(参照「3-4. Ver. 18.20 以前のデータ変換について」)

※3 更新の対象は、申請・届出書 R4 Ver. 21.22 以降です。

2. 日程

提供方法	提供日
E i ボードダウンロードマネージャー	2022 年 3 月 22 日 (火)
エプソン会計システム「マイページ」	
新規出荷切替 (Ver. 21.22)	2022 年 3 月 28 日 (月)

2-1. 申請・届出書 R4 電子申告プログラムについて

申請・届出書 R4 (Ver. 21.22) に対応した申請・届出書 R4 電子申告更新用プログラム (e4) の公開も、電子申告 R4 (Ver. 21.21) の公開と同日 (2022 年 3 月 22 日) です。

3. システムの対応内容 (予定)

システムの主な対応内容は以下のとおりです。

3-1. 国税様式対応

- 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書 ([国税庁の様式](#)、[記載例はこちら](#)) → 「05. その他」 タブに追加します。

帳票内の「市販のソフトウェアのうち J I I M A の認証を受けているもの」について
 → セイコーエプソンは J I I M A の認証を受けていますので、ドロップダウンリストボックスから選択ができるようにしています。(入力も可能)

- 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書(令和3年分以降用)

→ 「所得税及び復興特別所得税の更正の請求書」サブメニューに追加します。

追加

■ 国税庁の様式変更

→ 「連結納税制度」の「グループ通算制度」への移行に伴い、様式の見直しがされました。

<変更対象帳票>

対 応 帳 票	① 欄外左下 「04.03 改正」に 変更	② ※連結グ ループ登 理番号	③ この申請 に回答す る係及び 氏名	④ 提出法人	⑤ (連結)の 文言	⑥⑦ その他 変更あり
・青色申告の承認申請書	●					文言変更
・棚卸資産の評価方法の届出書	●	削除		削除		
・棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書	●	削除		削除		
・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書	●	削除		削除		
・棚卸資産の評価方法・短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書	●	削除		削除	削除	
・減価償却資産の償却方法の届出書	●	削除		削除		
・特別な償却方法の承認申請書	●	削除	削除	削除		
・取替法採用承認申請書	●	削除		削除	削除	
・特別な償却率の認定申請書	●	削除	削除	削除		
・減価償却資産の償却方法の変更承認申請書	●	削除		削除	削除	
・耐用年数の短縮の承認申請書	●	削除	削除	削除		
・増加償却の届出書	●	削除		削除	削除	
・外貨建資産等の期末換算方法等の届出書	●	削除		削除		条項変更
・異動届出書(税務署用)	●	変更		変更		

対 応 帳 票	① 欄外左下 「04.03 改正」に 変更	② ※連結グ ループ登 理番号	③ この申請 に回答す る係及び 氏名	④ 提出法人	⑤ (連結)の 文言	⑥⑦ その他 変更あり
・申告期限の延長申請書	●	変更		変更		文言変更
・申告期限の延長の特例の申請書	●	変更		変更		文言変更
・申告期限の延長の特例の取りやめの届出書	●	変更		変更		文言変更
・事前確定届出給与に関する届出書	●	削除		削除		
・付表(事前確定届出給与等の状況)付表1/付表2	●				削除	
・事前確定届出給与に関する変更届出書	●	削除		削除		
・付表(変更後の事前確定届出給与等の状況)	●				削除	
・特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書	●	削除		削除		条項変更
・先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書	●	削除		削除	削除	条項変更
・純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書	●					文言変更
・e-Taxによる申告の特例に係る届出書	●	削除				条項変更
・e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書(取りやめの届出書)	●	削除				条項変更
・e-Taxによる申告の特例の適用がなくなった旨の届出書	●	削除				条項変更
・消費税申告期限延長届出書						条項変更 文言変更
・消費税申告期限延長不適用届出書						条項変更 文言変更

<主な変更内容>

様式の主な変更内容は次のとおりです。該当項目がある帳票が対象となります。

- ① 欄外左下が「04.03 改正」に変更



変更

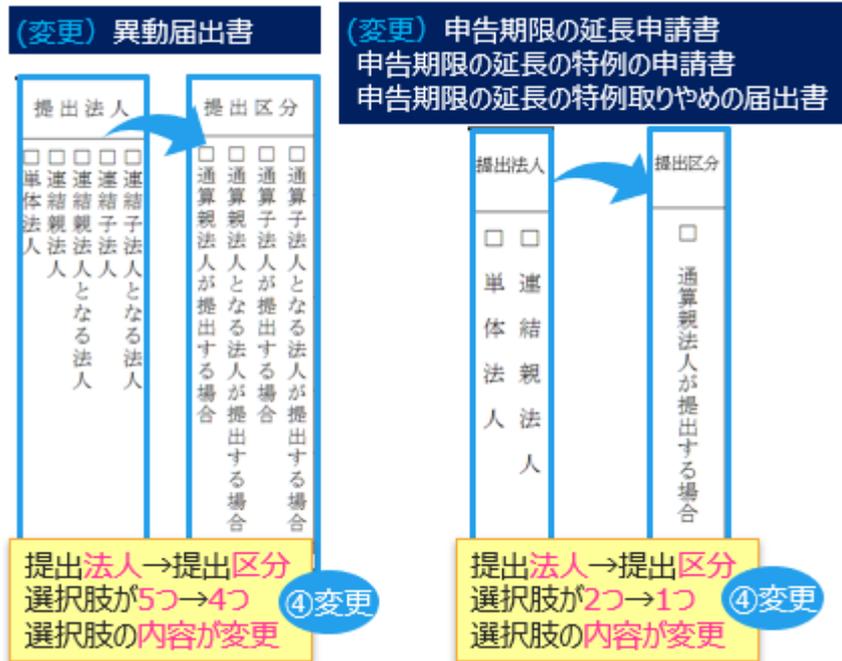
- ② 「※連結グループ整理番号」欄の削除、変更
- ③ 「この申請に回答する係及び氏名」欄の削除
- ④ 「提出法人」欄の削除 変更

例) 耐用年数の短縮の承認申請書の場合

※②の例外



※④の例外



- ⑤ 「(連結)」の文言の削除

例) 減価償却資産の償却方法の変更承認申請書の場合

⑥ 条項番号の削除、変更

例) e-Taxによる申告の特例に係る届出書 ... **変更になった箇所**

削除

- 法人税法第75条の3第1項
- 法人税法第81条の24の2第1項
- 地方法人税法第19条の2第1項
- 消費税法第46条の2第1項

があるので届け出ます。

法人税法
「第81条の24の2第1項、第2項」削除
「第75条の3」→「第75条の4」に変更
地方法人税法
「第19条の2」→「第19条の3」に変更

該当条項

- 法人税法第75条の3第2項第号
- 法人税法第81条の24の2第2項第号
- 地方法人税法第19条の2第2項第号
- 消費税法第46条の2第2項第号

削除

⑦ 文言の変更等

例) 申告期限の延長申請書 **新様式** ... **変更になった箇所**

自 令和 年 月 日 事業年度の所得に対する法人税の確定申告書の提出期限を下記の期日まで延長
 至 令和 年 月 日

したいので申請します。

記

1 申告期限延長の指定を受けようとする期日 令和 年 月 日

2 確定申告書の提出期限までに決算が確定しない理由又は損益通算等による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びに指定を受けようとする期日までその提出期限の延長を必要とする理由

3 その他参考となるべき事項

税務処理種	部門	決算期	業種番号	番号	入力	名簿等	通信日付印	確認
	届付先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署		<input type="checkbox"/> 親署 → 調査課			年 月 日	

3-2. 地方税様式対応

- 申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認等の申請書（令和4年4月1日以後提出用）
 → 令和4年4月1日以後提出用では、帳票内の「連結」の名称等が削除、変更されました。

業務メニュー	
00. データ選択	01. 法人税 02. 所得税 03. 源泉所得税 04. 消費税 05. その他 06. 設定 07. 印刷 08. 連動 09. ツール 0A. 保守
30	申告期限の延長の特例の申請書
31	申告期限の延長の特例の取りやめの届出書
32	【地方税】 申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認等の申請書（令和4年3月31日以前提出用）（電子申告のみ）
33	【地方税】 申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認等の申請書（令和4年4月1日以後提出用）（電子申告のみ）
34	欠損金の繰戻しによる還付請求書

- 法人設立・設置届出書（都道府県用／市町村用）（「電子申告用」）
 → 「電子申告」用の帳票内の名称等が変更されました。

【電子申告】 地方税提出方法： 書面 電子申告

適格区分	旧様式	適格	新様式	適格
連結親法人の場合	最初連結事業年度 (フリガナ)	下	最初通算事業年度又は 最初連結事業年度 (フリガナ)	下
	連結親法人名		通算親法人又は 連結親法人名	
連結子法人の場合	連結親法人の 法人番号	下	通算親法人又は 連結親法人の法人番号	下
	連結親法人の所在地		通算親法人又は 連結親法人の所在地	
	連結親法人の決算期 (事業年度)		通算親法人又は連結親 法人の決算期(事業年度)	
	連結子法人適用開始 事業年度		通算子法人又は連結子 法人適用開始事業年度	

「連結親法人」→「通算親法人又は連結親法人」
 「連結子法人」→「通算子法人又は連結子法人」
 「最初連結事業年度」→「最初通算事業年度又は最初連結事業年度」
 などに変更されています。

追加

3-3.電子申告対応

■ 電子申告の様式(手続き)IDの変更対応

「以下の帳票が対象となります。」

対 応 帳 票	
<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の承認申請書 ・棚卸資産の評価方法の届出書 ・棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書 ・有価証券の単一位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書 ・棚卸資産の評価方法・短期売買商品等の単一位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の単一位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書 ・減価償却資産の償却方法の届出書 ・特別な償却方法の承認申請書 ・取替法採用承認申請書 ・特別な償却率の認定申請書 ・減価償却資産の償却方法の変更承認申請書 ・耐用年数の短縮の承認申請書 ・承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書 ・増加償却の届出書 ・外貨建資産等の期末換算方法等の届出書 ・異動届出書 ・申告期限の延長申請書 ・申告期限の延長の特例の申請書 	<ul style="list-style-type: none"> ・申告期限の延長の特例の取りやめの届出書 ・欠損金の繰戻しによる還付請求書 ・事前確定届出給与に関する届出書 ・付表(事前確定届出給与等の状況) ・事前確定届出給与に関する変更届出書 ・付表(変更後の事前確定届出給与等の状況) ・特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書 ・先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書 ・e-Taxによる申告の特例に係る届出書 ・e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書(取りやめの届出書) ・e-Taxによる申告の特例の適用がなくなった旨の届出書 ・消費税申告期限延長届出書 ・消費税申告期限延長不適用届出書 ・(追加) 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書(令和3年分以降用) ・(追加) 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書 ・(追加) 【地方税】申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認等の申請書(令和4年4月1日以後提出用)

■ 承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書

e-Tax の帳票名が「承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」から、書面と同じ「承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書」に変更されましたので対応します。

3-4. Ver.18.21 以前のデータ変換について

Ver.18.21 以前のデータはデータ選択画面に表示されません。Ver.21.22 起動時に Ver.18.21 以前のデータがあるか検索をおこない、該当するデータが存在する場合にメッセージの表示し、一括データ変換画面を開きます。データを選択して実行すると Ver.19.10 のデータに変換されます。Ver.21.22 でデータを使用する場合は、さらに「旧データ」変換をおこなってください。

4. 連動可能な製品バージョン

システム名	バージョン	
電子申告 R4	Ver. 21. 21～	電子申告へ連動
事務所管理 R4 (顧問先管理)	Ver. 21. 10～	ファイリング機能

以上、よろしくお願いたします。